

社会保障審議会障害者部会	
第 111 回 (R3. 5. 24)	資料 5

障害者総合支援法の見直しに関する意見書

特定非営利活動法人
日本相談支援専門員協会

1 基幹相談支援センターの課題と今後に向けて

(1) 基幹相談支援センターの設置促進について

基幹相談支援センター設置の現状は、1,741 市町村中、688 市町村 (39.5%)・846 箇所
の現状である。(平成 31 年 4 月) また、人口 5 万人未満の小規模市町村の 6 割～7 割
が今後の設置予定が無いとされている。

また、小規模市町村においては、基幹相談支援センター未設置のため、総合的な相談
支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能等の役割が未熟な状況であるこ
とから、未設置市町村における基幹相談支援センターの設置促進が重要だと考える。

(2) 基幹相談支援センターの機能強化について

基幹相談支援センターは障害者総合支援法第 77 条の 2 に「地域における相談支援の
中核的な役割を担う機関」と規定されており、地域に蹴る相談支援体制強化の取組など、
重要な役割が期待されているが、実態としては設置市町村の財源的事由などにより配
置職員数に差異があり、結果的に基幹相談支援センターの機能にも影響している状況
がある。基幹相談支援センター設置に至る経過等を踏まえ、機能を発揮できるような環
境整備が重要だと考える。

また、基幹相談支援機能の実績の評価指標が必要であり、地域自立支援協議会等の場
で自地域に必要な基幹相談支援センターの在り方等について協議検討を行い、基幹相
談支援センターが中核的役割を担えるようにするべきと考える。

(3) 人材育成について

共生社会の実現に向け、他分野との一体的な相談支援事業の体制整備の中において、
障害者支援に関する高い専門性を有した人材の育成と確保が重要であり、基幹相談支
援センターには相談支援経験等、一定の相談の質の担保を図った人材の配置が求めら
れる。

とりわけ、主任相談支援専門員同士の育成と活躍の場面を位置づけ、計画的な配置が
重要と考え、共生社会の実現に向け、他分野との一体的な相談支援事業の体制整備の中
において、障害者支援に関する専門性が担保される人材の配置・育成が必要である。

(4) 市町村との連携

権利擁護機能として虐待防止センター機能委託について、虐待案件の介入権なども
考慮すると、基幹相談支援センターの運営費を補うために委託するものでなく、市町村
虐待防止センターへの専門的な協力機関としての基幹相談センターという位置づけが
効果を発揮する体制の整備が望まれる。

2 委託相談支援事業所の課題と今後に向けて

障害者相談支援事業（委託相談支援）が潜在的な要支援者等への積極的アウトリーチを含む相談支援の役割が、計画相談に迫られて本来の相談機能を果たせていない場合が多い。

市町村相談支援体制と、委託相談支援状況を的確に把握するとともに、委託相談支援専門員の相談支援経験等、一定の相談の質の担保を図った委託内容とすることが必要である。

3 指定相談支援事業所の体制整備の課題と今後に向けて

都道府県指定の指定一般相談支援事業と市町村指定の指定特定相談支援事業の複雑さと、市町村指定の指定特定相談支援事業と障害児支援の選択による指定の現状が、相談支援窓口を限定化させてしまっている。

地域で生活している障害者のライフステージに寄り添い、応援する相談支援を目指している立場では、全ての相談支援が包括的に事業指定される状況が望ましい。その上での人材育成を図るべきと考える。

なお、緊急時支援体制の相談支援事業と巡回型相談支援体制と同行支援による在宅障害者の地域支援サービスは、自立生活援助・地域定着支援・地域生活支援の相談強化により制度化されているが、この複雑さの解消と相談支援機能の一部として整理するかの議論が必要である。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、自立生活援助と地域定着支援の体制整備は重要な支援として基盤整備の目標にされているが、明確に本事業を受け持つ事業がどこに位置づくかで、地域生活者への体制整備の推進方法が定まると感じられる。

4 障害児者の相談支援事業と障害福祉サービスの課題と今後に向けて

児童期においても、障害が未確定な時期から寄り添い始め、障害のある子どもが大人になっていく過程に伴走していくことで、多くの不安やトラブルや二次障害の軽減、移行期における様々な問題の解消等、基本相談支援を元にした相談支援の展開と効果が期待できる。

ところが、相談支援専門員としての経験等により、地域の信頼を得るほどに、多くの時間と労力を費やすことになる基本相談支援は、十分な給付の対象にはならない状況であり（計画相談支援の対象者には、加算対象となる部分が広がっている。）、公的福祉サービスの利用ありきの相談支援事業となっている。

また、基本相談支援は、障害児相談支援事業から抜け落ちている。現状では、児童期の通所支援の管理者や児童発達支援管理責任者からの申し出により、相談支援専門員が利用計画を作成するケースは今後も多くを占め、相談支援の本来の役割を果たせないまま、その効果が周知できず、セルフプランで十分ではないかといった状況から脱していくことができきいていない。

従来からの市町村の委託相談と一体となって、児童期の相談支援が機能しているところもあるが、障害児の相談支援は取り残されているところが多い。児童期の相談支援体制が充実していない現状においては、全体の相談支援体制も深まっていかないものと考えられたため、障害児相談支援事業における基本相談支援について改めて協議すべきであり、特定、一般、障害児といった枠を越えていく論議が必要である。

5 その他

地域自立支援協議会の設置数も重要であるが、その中身の議論が必要であり、福祉計画の推進、課題解決に向けた協議など、充分に行われている現状にはないと感じられる。

行政との連携の基、基幹相談支援センターが協議会の事務局機能を発揮することで協議会の機能強化を再確認してもらえるよう、基幹相談業務として未だ半数にしか届いていない基幹相談支援センターの設置と共に推進して頂きたい。